

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案新旧対照表目次

義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三三号）	1
公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第五百五十二号）	2
産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）	3
高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）	4
学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）	6
就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）	7
学校保健法（昭和三十二年法律第五十六号）	8
スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百一十一号）	9
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十二年法律第十六号）	10
構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）	11

義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三三号）

（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。</p> <p>2 平成十七年度に限り、国は、第二条に規定する経費について、同条の規定にかかわらず、各都道府県ごとに、同条の規定を適用した場合の各都道府県ごとの平成十七年度における国庫負担額（以下「平成十七年度国庫負担額」という。）から、文部科学省令で定めるところにより当該平成十七年度国庫負担額に平成十七年度係数（文部科学省令で定めるところにより、四千二百五十億円から公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）附則第十四項の規定に基づき文部科学大臣が財務大臣と協議して定める額を控除した額を各都道府県ごとの平成十七年度国庫負担額の合計額で除して得た数をいう。）を乗じて得た額を控除した額を負担する。</p>	<p>附則</p> <p>この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。</p>

公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）

（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">13 附 則 （略）</p> <p>14 平成十七年度に限り、国は、第五条に規定する経費について、同条の規定にかかわらず、各道府県ごとに、同条の規定を適用した場合の各道府県ごとの平成十七年度における国庫負担額（以下「平成十七年度国庫負担額」という。）から、文部科学省令で定めるところにより当該平成十七年度国庫負担額に平成十七年度係数（文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める額を各道府県ごとの平成十七年度国庫負担額の合計額で除して得た数をいう。）を乗じて得た額を控除した額を負担する。</p>	<p style="text-align: center;">13 附 則 （略）</p>

改正案	現行
<p>（国の補助）</p> <p>第十五条 国は、公立学校の設置者が次に掲げる施設又は設備であつて、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。次条において同じ。）で政令で定めるものの議を経て政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の全部又は一部を、当該設置者に対し、予算の範囲内において補助することができる。</p> <p>一 高等学校における産業教育のための実験実習の施設</p> <p>二 中学校又は高等学校が産業教育のため共同して使用する実験実習の施設</p> <p>三・四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（私立学校に関する補助）</p> <p>第十九条 私立学校に関する国の補助については、第十五条から前条までの規定を準用する。この場合において、<u>第十五条第一項第一号及び第二号中「施設」とあるのは「施設又は設備」と、同条第二項第一号及び第二号中「都道府県の教育委員会」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2（略）</p>	<p>（国の補助）</p> <p>第十五条 国は、公立学校の設置者が次に掲げる施設又は設備であつて、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。次条において同じ。）で政令で定めるものの議を経て政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の全部又は一部を、当該設置者に対し、予算の範囲内において補助することができる。</p> <p>一 高等学校における産業教育のための実験実習の施設又は設備</p> <p>二 中学校又は高等学校が産業教育のため共同して使用する実験実習の施設又は設備</p> <p>三・四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（私立学校に関する補助）</p> <p>第十九条 私立学校に関する国の補助については、第十五条から前条までの規定を準用する。この場合において、<u>第十五条第二項第一号及び第二号中「都道府県の教育委員会」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2（略）</p>

改正案	現行
<p>（削除）</p>	<p>（公立学校の設備等についての国の補助）</p> <p>第六条 国は、公立の高等学校の設置者が定時制教育又は通信教育の設備について、政令で定める基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の全部又は一部を、当該設置者に対し、予算の範囲内において補助する。ただし、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第十五条（国の補助）又は第十六条（短期の産業教育）の規定により国が補助するものを除く。</p> <p>2 国は、公立の高等学校の通信教育の運営に要する経費で政令で定めるものの全部又は一部を、当該高等学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。</p> <p>（私立学校の設備についての国の補助）</p> <p>第七条 国は、私立の高等学校の設置者が定時制教育の設備について、政令で定める基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の全部又は一部を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。但し、産業教育振興法第十九条（私立学校に関する補助）において準用する同法第十五条又は第十六条の規定により国が補助するものを除く。</p> <p>2 前項の規定により国が高等学校の設置者である学校法人に対し補助をする場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）（第十一条から第十三条まで）（所轄庁の権限等）の規定の適用があるものとする。</p>
<p>（政令への委任）</p>	<p>（政令への委任）</p>

第六條 第四條に規定するもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第八條 第四條及び前二條に規定するもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）

（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国の補助）</p> <p>第七条 国は、公立又は私立の義務教育諸学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができる。</p> <p>2 国は、公立の小学校、中学校又は中等教育学校の設置者が、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第二十二條第一項に規定する保護者（以下この項において「保護者」という。）で生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）<u>第六條第二項に規定する要保護者（その児童又は生徒について、同法第十三條の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の保護者である者を除く。）</u>であるものに対して、学校給食費の全部又は一部を補助する場合には、当該設置者に対し、当分の間、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、これに要する経費の一部を補助することができる。</p>	<p>（国の補助）</p> <p>第七条 国は、公立又は私立の義務教育諸学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができる。</p> <p>2 国は、公立の小学校、中学校又は中等教育学校の設置者が、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第二十二條第一項に規定する保護者で次の各号のいずれかに該当するものに対して、学校給食費の全部又は一部を補助する場合には、当該設置者に対し、当分の間、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、これに要する経費の一部を補助することができる。</p> <p>一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）<u>第六條第二項に規定する要保護者（その児童又は生徒について、同法第十三條の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の学校教育法第二十二條第一項に規定する保護者である者を除く。）</u></p> <p>二 生活保護法第六條第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの</p>

就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）

（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国の補助）</p> <p>第二条 国は、市（特別区を含む。）町村が、その区域内に住所を有する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十三条に規定する学齢児童又は同法第三十九条第二項に規定する学齢生徒（以下「児童生徒」という。）の同法第二十二條第一項に規定する保護者で生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者であるものに対して、児童生徒に係る次に掲げる費用等（当該児童生徒について、同法第十三条の規定による教育扶助が行われている場合にあつては、当該教育扶助に係る第一号又は第二号に掲げるものを除く。）を支給する場合には、予算の範囲内において、これに要する経費を補助する。</p> <p>一 学用品又はその購入費</p> <p>二 通学に要する交通費</p> <p>三 修学旅行費</p>	<p>（国の補助）</p> <p>第二条 国は、市（特別区を含む。）町村が、その区域内に住所を有する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十三条に規定する学齢児童（以下「児童」という。）又は同法第三十九条第二項に規定する学齢生徒（以下「生徒」という。）の同法第二十二條第一項に規定する保護者（以下「保護者」という。）で次の各号の一に該当するものに対して、学用品若しくはその購入費、児童若しくは生徒の通学に要する交通費又は児童若しくは生徒の修学旅行費を給与する場合には、予算の範囲内において、これに要する経費を補助する。</p> <p>一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者（学用品若しくはその購入費又は児童若しくは生徒の通学に要する交通費の給与については、同法第十三条の規定によりその児童又は生徒に係る教育扶助が行われている場合の保護者である者を除く。）</p> <p>二 生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの</p>

改正案	現行
<p>（地方公共団体の援助）</p> <p>第十七条 地方公共団体は、その設置する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒が、伝染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者（学校教育法第二十二条第一項に規定する保護者をいう。）で次の各号のいずれかに該当するものに対して、その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。</p> <p>一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者</p> <p>二 生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの</p> <p>（国の補助）</p> <p>第十八条 国は、地方公共団体が前条の規定により同条第一号に掲げる者に対して援助を行う場合には、予算の範囲内において、その援助に要する経費の一部を補助することができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（地方公共団体の援助）</p> <p>第十七条 地方公共団体は、その設置する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒が、伝染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者（学校教育法第二十二条第一項に規定する保護者をいう。）で次の各号のいずれかに該当するものに対して、その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。</p> <p>一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者</p> <p>二 生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの</p> <p>（国の補助）</p> <p>第十八条 国は、地方公共団体が前条の規定により援助を行う場合には、予算の範囲内において、その援助に要する経費の一部を補助することができる。</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（国の補助）</p> <p>第二十条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる経費について、その一部を補助する。この場合において、国の補助する割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。</p> <p>一 地方公共団体の設置する学校の水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設の整備に要する経費 三分の一</p> <p>二 地方公共団体の設置する一般の利用に供するための体育館、水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設の整備に要する経費 三分の一</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>24（略）</p>	<p>（国の補助）</p> <p>第二十条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる経費について、その一部を補助する。この場合において、国の補助する割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。</p> <p>一 地方公共団体の設置する学校の水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設の整備に要する経費 三分の一</p> <p>二 地方公共団体の設置する一般の利用に供するための体育館、水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設の整備に要する経費 三分の一</p> <p>三 都道府県が行なうスポーツの指導者の養成及びその資質の向上のための講習に要する経費 二分の一</p> <p>四 都道府県の教育委員会の推せんに基づいて文部科学大臣が指定する市町村が行なう青少年スポーツの振興のための事業に要する経費 二分の一</p> <p>24（略）</p>

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）

（附則第三項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第九条 事務職員の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）<u>第二条に規定する保護者（同条に規定する費用等の支給を受けるものに限る。）及びこれに準ずる程度に困窮している者で政令で定めるものの児童又は生徒の数が著しく多い小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程で政令で定めるものの数の合計数に一を乗じて得た数</u></p>	<p>第九条 事務職員の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）<u>第二条に規定する保護者の児童又は生徒の数が著しく多い小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程で政令で定めるものの数の合計数に一を乗じて得た数</u></p>

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）

（附則第四項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現

行

（学校教育法の特例）
第十二条（略）
2～10（略）
11 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

（学校教育法の特例）
第十二条（略）
2～10（略）
11 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）	（略）
私立学校教育員共済法（昭和二十八年法律第百四十五号）	附則第十項	設置する者	設置する者（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社を除く。）
理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）	第九条第一項	私立の学校	私立の学校（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社を設置するものを除く。以下この条において同じ。）

（略）	（略）	（略）	（略）
高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第百三十八号）	第七条第一項	私立の高等学校の設置者	私立の高等学校の設置者（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社を除く。以下この項において同じ。）
理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）	第九条第一項	私立の学校	私立の学校（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社を設置するものを除く。以下この条において同じ。）

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

私立学校教職員共済法	附則第十項	設置する者	設置する者(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十三条第二
(略)	(略)	(略)	(略)
理科教育振興法	第九条第一項	私立の学校	私立の学校(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人の設置するものを除く。以下この条において同じ。)

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第百四十五号)	附則第十項	設置する者	設置する者(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十二条第二項に規定する学校設置会社を除く。)
(略)	(略)	(略)	(略)

高等学校の定時制教育及び通信教	第七条第一項	私立の高等学校の設置者	私立の高等学校の設置者(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)
(略)	(略)	(略)	(略)
理科教育振興法	第九条第一項	私立の学校	私立の学校(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人の設置するものを除く。以下この条において同じ。)

(略)	
(略)	
(略)	
(略)	項に規定する学校設置非営利法人を除く。)

(略)	私立学校教職員共済法	育振興法
(略)	附則第十項	
(略)	設置する者	
(略)	設置する者(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人を除く。)	第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人を除く。以下この項において同じ。